

## 使用料等見直しに関する基本方針（概要）

### 1 はじめに【1ページ】

#### ■ 使用料等の見直しのポイント（4点）

- ① 行政コストの変動への対応
- ② 使用料等の算定額の端数計算の見直し（100円単位から10円単位へ）
- ③ 市外利用者割増率の変更（50%から100%へ）
- ④ 朝霞市、志木市又は新座市在住、在勤、在学者への市外料金の適用

### 2 行政コストの設定【2ページ～4ページ】

#### ■ 公共施設の経費

設置経費（土地取得費・建築費・償還利子）・管理運営経費（人件費・維持管理費）  
・保全経費（大規模修繕費）

#### ■ 公共施設の役割

「住民の福祉の増進」と「災害等有事の際の避難所」→ 市民全体の財産

#### ■ 使用料等の算定の基礎となる行政コスト

管理運営経費（過去3か年の平均数値を使用）

- ・人件費 貸出業務などの運行事務や施設の維持管理に関する事務の仕事量から算出した当該事務に従事している職員の人件費
- ・維持管理費 主として、需用費（消耗品費、光熱水費、修繕料など）、役務費（電話代、保険料など）委託料（指定管理料、施設管理運営業務委託料、清掃業務委託料など）

※ 指定管理料と直営施設の管理運営業務委託料の違い

- ・直営施設の管理運営業務の経費 = 市が支払う委託料
- ・指定管理者による管理運営業務の経費 ≠ 指定管理料  
→ 指定管理者による管理運営業務の経費 = 指定管理料 + その他の経費

### 3 公共施設の性質的分類と利用者負担割合【4ページ～5ページ】

「必需性」「選択性」「非市場性」「市場性」の4つの視点により分類

- I 《必需性・非市場性》市民生活に欠かせないもので、公共性が高く民間による提供が難しいもの 利用者負担割合ゼロ
- II 《選択性・非市場性》一定の公共性(公益性)の基に特定の団体等が利用する施設で、民間による提供が難しいもの 利用者負担割合50%
- III 《選択性・非市場性》一定の公共性(公益性)の基に特定の団体等が利用する施設で、民間による提供が可能なもの、又は提供されているもの 利用者負担割合100%
- IV 《必需性・市場性》市民生活に欠かせないもので、民間による提供が可能なもの、又は提供されているもの 利用者負担割合50%

#### 4 使用料等の算定方法【6ページ～7ページ】

■【貸館施設】 使用料等＝行政コスト÷施設貸出面積合計÷年間使用可能時間  
×利用者負担割合×部屋面積×貸出時間

■【個人利用施設】 使用料等＝行政コスト÷利用可能人数×利用者負担割合

上記の方法により、それぞれの施設の1時間（1回）当たりの算定額を求め、その算定額を基に1時間（1回）の使用料等を算出する。算定額に10円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、算定額が100円に満たないときは100円とする。1利用区分が2時間以上の施設は、利用区分の時間数を乗じて、1利用区分の使用料等を算出する。

#### ■ 増額の上限設定

現行の使用料等が	1,000円以上・・・	25%
〃	200円以上1,000円未満・・・	50%
〃	200円未満・・・	100%

#### ■ 指定管理者による利用単位の設定

これまでは、市が定める条例で利用単位（1回当たりの利用時間の単位）を規定

例：1利用単位を午前、午後、夜間、又は2時間、3時間など

今後、条例では、1時間当たりの利用料金の上限額を規定し、利用単位は指定管理者が定める。

#### 5 対象公共施設（21施設）【7ページ～8ページ】

市民文化センター、地域福祉センター、地域センター（6館）、コミュニティセンター（4館）、勤労福祉センター、総合体育館、学校運動場夜間照明施設、運動場、武道館、庭球場、公民館（3館）

#### 6 市外利用者割増率の変更【8ページ～9ページ】

##### ■ 市内利用者と市外利用者の負担の範囲

- ・市内利用者 税金と使用料等を負担 ※税金とは設置経費等の使用料等で賄っていない経費
- ・市外利用者 使用料等のみを負担

→ 負担の公平性を確保するため市外利用者割増率を変更 50% → 100%

#### 7 朝霞地区3市在住者等への市外料金の適用【9ページ】

現在、和光市民が朝霞地区3市（朝霞市・志木市・新座市）の公共施設を利用した場合、市外料金が適用される。

→ 朝霞地区3市の在住、在勤、在学の者が和光市の公共施設を利用した場合も市外料金を適用

#### 8 利用者負担の徹底及び減免対象の整備【9ページ～10ページ】

使用料等の見直しにおいて、本来は優先して解決すべき課題

「利用者負担の徹底」と「減免対象の整備」

→ 今後予定されている公共施設の再編の取組と合わせて取り組む